

日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のための
ワーキンググループの開催について

令和 8 年 7 月 24 日
外国人との秩序ある共生社会の実現
のための有識者会議座長決定

- 1 外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）の下、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、日本語・生活学習プログラム（仮称）を試行・導入するに当たっての必要な視点、方向性及び留意事項等を調査し、有識者会議に調査結果を報告することを目的として、日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの構成は、別紙のとおりとする。ただし、ワーキンググループの座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、ワーキンググループの座長が定める。

(別紙)

日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のための
ワーキンググループ 構成員

座 長	高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	四方 光	中央大学法学部教授
	田村 太郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事
	戸田 佐和	公益社団法人国際日本語普及協会理事長
	浜田 麻里	京都教育大学教育学部教授
	結城 恵	群馬大学特別教授・名誉教授

(座長以外 50 音順)

日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのWGの位置づけ

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議

議長：内閣官房長官

副議長：外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣
法務大臣

構成員：その他20閣僚

特定技能制度及び
育成就労制度の基本方針及び
分野別運用方針に関する有識者会議

外国人との
秩序ある共生社会の
実現のための有識者会議

外国人の受入れ・
秩序ある共生社会実現に
関する関係閣僚会議幹事会

新設

外国人の受入れの基本的な
在り方の検討のためのWG

新設

日本語・生活学習プログラム
（仮称）の検討のためのWG

今後のスケジュール

R9. 3月中
R10年度中

「外国人の受入れの基本的な在り方に関する基本方針」の策定
日本語・生活学習プログラム（仮称）試行開始